

## 佐賀県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり  
道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和8年1月13日から同年2月12日まで佐賀  
県国土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

佐賀県知事 山口祥義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 神埼北茂安 線	神埼郡吉野ヶ里町豆田字城松 1110番7地 先から 神埼郡吉野ヶ里町豆田字城松 1057番4地 先まで	令和8. 1. 13